

# 継体天皇の系譜は、なぜ「記紀」に書かれなかったのか

田口 紘一（会員番号 10408）

系譜がなくては「五世孫」は名乗れない。「記紀」のもととなる「帝紀・旧辞」編纂者は、応神の年紀を継体の五世代前まで延長したが、一方では、史実をほのめかす記述を巧みに潜入させた。

## 目 次

1. 従来研究成果	1
2. 「記紀」に継体天皇の系譜が書かれていないことへの疑問	3
3. 『記紀』に系譜がない」ということへの考えられる理由	5
4. 私の仮説	7
5. 「天皇紀作成」に直面する諸問題	10
6. 採られた解決策	11
7. 史実を示すための記述	15
8. 改竄された系譜	22
9. 結び	26

## 1. 従来研究成果

継体天皇の出自について、『古事記』継体記には、

品太(ホムダ)王（応神天皇）の五世の孫、袁本杼(ヲホト)命（継体天皇）、伊波礼(イハ)の玉穗宮の坐して、天の下治らしめき。

とあり、継体天皇の父母の名は掲げられていない。

一方、応神記の末尾に、応神天皇の子の若野毛二俣王の子孫が記されており、

品陀(ホムダ)天皇の御子若野毛二俣王(ワノケマタノキミ)、その母の弟百師木伊呂弁(モヒキイロハ)、亦の名は弟日売真若(オヒマカ)比売命を娶して生みし子、大郎子(オホイラコ)、亦の名は意富富杼(イホト)王、次に忍坂之中大津(オシノサカノオホツツ)比売命、次に田井之中比売、次に田宮之中比売、藤原之琴節郎女、次に取売王、次に沙禰(サネ)王。七柱。故、意富富杼王は、三国君・波多君・息長の坂君・酒人君・山道君・筑紫の米多君・布勢君等の祖なり。

と、応神の孫の一人、意富富杼王には特に註が付き、越前や近江の三国君や息長の坂君の祖と記されているが、応神の五世孫の継体天皇まではつながらない。

一方、『日本書紀』（以後現代語訳は、宇治谷孟『日本書紀』講談社学術文庫による）継体紀には、

男大迹(オホト)天皇—またの名は彦太(ヒコタ)命—は、応神天皇の五世の孫で、彦主人(ヒコウシ)王の子である。母を振姫という。振姫は垂仁天皇の七世の孫である。天皇の父は振姫が容貌端正で大そう美人であるということを知り、近江国高島郡の三尾の別邸から、使を遣わして越前国坂井の三国に迎え、召しいれて妃とされた。そして天皇を産まれた。天皇が幼年のうちに父王が死なれた。振姫はなげいて、「私はいま遠く故郷を離れてしまいました。これではよく孝養をすることが

できません。私は高向（越前国坂井郡高向郷）に帰り、親の面倒を見ながら天皇をお育てしたい」といわれた。

と、継体天皇の父母の名が挙げられているが、応神紀には稚野毛二派(ワノケマタ)皇子ら子の代までで孫については記されておらず、やはり、応神の五世孫の継体天皇まではつながらない。

系譜が記されているのは、『釈日本紀』に引用されている「上宮記一云」で、

凡牟都(ムツ)和希王、淫侯那加都(ウマナカ)比古が女子、名は弟比彌麻和加(オヒマワカ)を娶りて生める兒は若野毛二侯(ワノケマタ)王。 母母恩已麻和加中(モシキマワカナ)比彌を娶りて生める兒は大郎子(オヒラコ)、一の名は意富富等(オホト)王・妹踐坂大中(オホサカオホナカ)比彌王・弟田宮中(タノノナカ)比彌・弟布遲波良己等布斯(フジワラノトシ)郎女四人なり。

この意富富等王、中斯知(ナツチ)命を娶りて生める兒は乎非(ヒ)王。 牟義都(ムゲツ)國造、名は伊自牟良(イムラ)君が女子、名は久留比彌命を娶りて生みし兒は汗斯(ウシ)王。

伊久牟尼利(イムニリ)比古大王が兒の伊波都久和希(イツクワ) - 兒の伊波智和希(イチワ) - 兒の伊波己里和氣(イホコリキ) - 兒の麻和加介(マワカ) - 兒の阿加波智(アカチ)君 - 兒の乎波智(ウハチ)君、余奴(ヨヌ)臣の祖、名は阿那爾(アナ)比彌を娶りて生みし兒の都奴牟斯(ツムシ)君が妹布利比彌命を娶りき。

汗斯王、彌乎(ミオ)国高嶋宮に坐しし時に、この布利比彌命甚だ美女と聞き、人を遣わして三國坂井縣より召し上げ、娶りて生めしは、伊波礼(イハレ)宮に天の下治しめしし乎富等大公王(オホノオホシ)なり。父の汗斯王崩去りまして後に、王の母布利比彌命言いて曰く、我獨り王子を持ち抱きて親族部(ウラ)なき國にあり。唯我獨り養育(ヒダシ)たてまつること難しと云い、爾(コ)に在祖三國命の坐す多加牟久(高向)村に將(モツ)て下り去く。

と、継体の父親、汗斯王は応神の五世孫、母親の布利比彌は垂仁天皇の七世孫としている。

この「上宮記一云」の後葉の継体の出生と生い立ち記事の内容は『日本書紀』のそれとほぼ一致している。篠川賢氏（『継体天皇』吉川弘文館、2016年）は、詳細に検討した結果、次のように結論付けている。

この記事が継体即位前紀に基づいて書かれたのか、あるいは逆に継体即位前紀の編者が「一云」の伝えに基づいたのか、さらには両者のもとになる伝えが別に存在したのか、両者の記事を比較検討してもこの点を明らかにするのは困難である。しかし、ある程度の具体性を持ったこれらの伝えを、まったくの作り話として無視してしまうことはできないであろう。記事内容の大筋は事実とみてよいと考えられる。

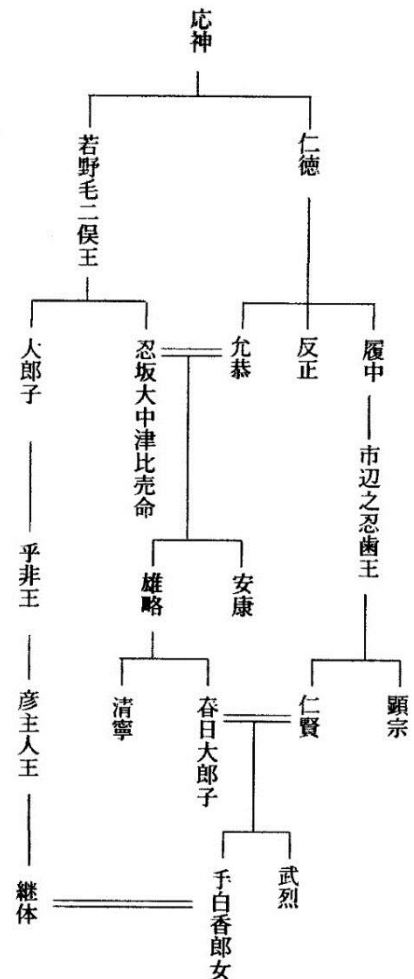


図1 応神から継体までの系譜

そして、「上宮記一云」の前半に記されている継体天皇（乎富等大公王）の系譜については、「A娶B生児C」という系譜の様式を検討した義江明子氏が「古い表現とみることができ、七世紀末をもってみられなくなる」という結論を採り入れつつ、

汗斯王の系譜が記紀以前から伝えられていた可能性は高いといえよう。ただこのことは、2部分全体が記紀以前からの伝えであることを示すものではない。とくにイ部分とロ部分は、太郎子の一名が意富富等王であるということによって結ばれているのであり、これが結ばれたのは応神記の段階であるという可能性は十分に考えられる。

筆者注：2部分全体とは、継体の父の汗斯王（彦主人王）の系譜。

2（イ）部分とは、「上宮記一云」の系譜において「凡牟都（ムツ）和希王～弟布遲波良己等布斯（フツラノコフシ）郎女四人なり」の部分。すなわち『古事記』にみえる部分。

2（ロ）部分とは、上記、「この意富富等王～生みし兒は汗斯（ウシ）王」の部分。すなわち、「上宮記一云」にのみ伝えられる部分。

としている。

しかし、『古事記』『日本書紀』の両方とも、継体天皇は「応神の五世孫」であるとしか書かれていない。応神天皇から継体天皇の間の系譜が明らかにされていないのである。なぜであろうか。

従来の研究では、系譜が書かれていないので、その系譜を考える、あるいは探すことを行なってきた。そして、鎌倉時代の『釈日本紀』（『日本書紀』の注釈書）巻十三に引用された『上宮記一云』に、その系譜が示されていることで、ひとまず了解しているようにみえる。

そして、黛弘道氏（「継体天皇の系譜について」『学習院史学』5号、1968年）が、「何故記紀本文にそれを記さなかったという疑問が出て来ると思うが、答えは簡単である。これまで、天皇の孫が見出されて即位した顕宗・仁賢両天皇の例が特殊なケースとしてあったが、天皇の五世孫という疎遠な皇親が皇統を継承した例はないから、ここは五世代を克明に挙げる煩を避けたと考えればよい。この場合、日本書紀に系図一卷が添えられた事実を忘れてはなるまい。継体天皇の世系は必ずやこの系図の中に示されたに違いないのであり、上宮記はむしろその参考に供された資料とみるべきであろう」、と述べられたことで、大方の人が納得しておられるようである。

## 2. 「記紀」に継体天皇の系譜が書かれていないことへの疑問

「記紀」に、「継体天皇の系譜が書かれていない」、そのこと自体について疑問をもち、問題視した議論は、今のところ見当たらないようである。

私は、黛氏のいう『日本書紀』の「系図一卷に示されているはずだから、本文に挙げる必要がなかった」という考えに納得できない。系図を載せていない『古事記』にも記述がないのである。

「記紀」は、そもそも、その作成の目的が、天皇の家系の正統性を誇示するために作られたというのが、ほとんどの研究者たちの考えである。したがって、「記紀」の記述は必ずしも真実ではない、史実を曲げて書かれていることもあるに違いないということなのである。そうであるならば、なぜ、継体天皇の系譜が書かれていないのか。継体天皇が皇位を継ぐ正統な資格は、まさに天皇家の系譜のなかに明確に位置づけられていなければならない。それが皇位継承の絶対条件のはずである。それなのに『古事記』『日本書紀』ともに系譜が示されていない。「応神天皇の五世孫」ということだけで、その間の系譜を不問にしてすまされる話ではない。たとえ、「応神天皇五世孫」の系譜がわからなくなっていたとしても、ここは、

捏造してでも、その系譜を作って、それを、熱意を込めて語っておかねばならないところであろう。それを「応神天皇五世孫」ですませているということは、きわめて奇怪なことといわなければならない。これはいったいどう解釈したらよいのであろうか。

そもそも、「応神天皇の五世の孫」ということはどこから出たのであろうか。

男大迹王自身が「われは応神天皇の五世の孫」といったとすれば、その系譜を示さねばならない。系譜を示さずにそういったところで誰も信じるはずがないからである。男大迹王が系譜を示したのであれば、『日本書紀』や『古事記』にそれが掲載されないということは考えられない。それがないということは、「継体天皇は応神天皇の五世の孫」はあとでつくられたものという考え方もあろう。

そもそも、男大迹王が天皇に推挙されたのは、『日本書紀』によれば、次の事情による。

武烈天皇（第25代天皇）は十八歳で、八年冬十二月八日におおかくれになった。もとより男子も女子もなく、跡嗣がたえてしまうところであった。十二月二十一日、大伴金村大連がみなに議つて、「いま全く跡つぎがない。天下の人々はどこに心をよせたらよいのだろう。古くから今に至るまで、天下の禍はこういうことから起きている。仲哀天皇の五世の孫の、倭彦王が丹波国桑田郡においでになる。試みに兵士を遣わし、みこしをお守りしてお迎えし、人主(キミ)として奉ったらどうだろうか」といった。大臣・大連らはみなこれに従い、計画のごとくお迎えすることになった。ところが倭彦王は、遙かに迎えにやってきた兵士を望見して恐怖し、顔色を失われた。そして山中に遁走して行方不明となった。

元年春一月四日、大伴金村大連はまた議つて、「男大迹王は性なさけ深く親孝行で、皇位を継がれるのにふさわしい方である。ねんごろにお勧め申して、皇統を榮えさせようではないか」といった。物部麁鹿火(アソヒ)大連・許勢男人(コセヒト)大臣らはみな、「ご子孫を調べ選んでみると、賢者はたしかに男大迹王だけらしい」といった。

上記のように、直系の男子天皇候補が見当たらないのであれば、むしろ賢者を選びたいという空気があったことをほのめかしている。

大和朝廷の大臣らは、前天皇つまり第二十四代の武烈天皇が「酒池肉林」を繰り広げ、人々の苦しむ姿を見ては喜ぶという、悪名高き天皇だったので、次は賢い天皇をと、渴望したのであろう。

男大迹王（のちの継体天皇）自身が「応神天皇の五世の孫」であることを証明できない状況のなか、大伴金村大連は、継体天皇が少なくとも皇統であることをどのようにして確かめたのであろうか。彼らは男大迹王周辺の人々が彼を皇統であると信じていたのをそのまま受け取ったのだろうか。男大迹王自身も自分が皇統であるということは認知していたであろう。やっと見つけた倭彦王に逃げられ、あとがなくなった大伴金村大連はかなり焦っていたであろう。皇統であるといううわさを信じ人物本位で男大迹王を次期天皇に選んだのだろうか。

しかし、男大迹王が単に皇統であるということだけで推挙するわけにもいかない。そこでよく調べもせずに「応神天皇の五世の孫」ということにしてしまったのだろうか。だが、系譜は作れなかった、ということも考えられる。

大橋信弥氏（『継体天皇と即位の謎』吉川弘文館、2007年）は次のように言う。

「上宮記一云」が参照した記録は、継体の出自と即位事情を明らかにする目的で述作されたもので、一氏族の伝承とは考えられない。「帝紀」ないし、諸家に伝わった「帝紀」の一種とすべきであろう。先に私は「上宮記一云」の系譜は、継体王家の保持していた王統譜の一部としたが、厳密

には継体自身の系譜は当然父方のみであり、母方は振媛の出身氏族の系譜をもとに、継体王家が積み上げたものであろう。

としている。

継体王家が保持していたのならば、どうして「記紀」にその記事がないのか。また、継体天皇が自分の系譜を伝えたのならば、その継体天皇の子孫である天皇家がそれを知らないはずはないと考える。大橋氏はそのことについては言及していない。

いっぽう、井上光貞氏（『日本の歴史1 神話から歴史へ』中公新書 1973）は次のように言う。

氏は701年に制定された律令法典に「第五世からは皇族としない」と定めたことから、「継体天皇を応神五世の孫としたのは、水野氏も指摘したようにおそらく七世紀の宮廷での創作ではないだろうか」、とし、また、「上宮記一云」の系譜について、「帝紀や記紀を書いた人がそのことを知っていたなら、皇統には神経質なかれらが、それを書きもらすはずはなかっただろう」としている。結局、「上宮記一云」の系譜を知っていても、「応神五世孫」を七世紀に創作したとしても、それを『記紀』編纂者が書き漏らすはずはないと考えられたのはごく妥当な考えである。

つまり、「応神の五世孫と称する限り、その系譜は示されていた」のである。系譜を示さないで応神の五世孫と称することはありえないことなのだ。

### 3. 『記紀』に系譜がない」ということへの考えられる理由

したがって、『記紀』に系譜がないということの理由として、次の場合が考えられる。継体天皇は、「応神天皇の五世孫」ということで広く世に認知されてきていた。ところが、歴史書（『記紀』のもとになった『帝紀・旧事』）を編纂するときに、あらためて検討した結果、はじめて、継体天皇は「応神天皇の五世孫」ではないことがわかった、ということではないのか。しかし、編纂時の天皇は継体天皇の子孫であり、継体天皇は「応神天皇の五世孫」として認知され、そのことによって天皇位に就いているのだ。これをいまさら訂正はできないと考えたのではないか。そして「五世孫」になるような虚偽の系譜を掲げることにも躊躇したのではないか。後で考察するように何らかの方法で史実を示す記述ができないと考えられたからである。

継体天皇の五世代前は応神天皇ではなかった。これには、二通り考えられる。

一つは、継体天皇の五世代前の天皇は応神天皇ではない別人であったのを応神天皇と間違えた、ということである。

『上宮記一云』に記されている系譜は、次のようであった。

凡牟都和希王→若野毛二俣王→大郎子（意富富等王）→乎非王→汗斯王（＝彦主人王）  
→乎富等大公王（＝継体天皇）

ここでは、継体天皇の五世代前が「凡牟都和希王（ホムツワケノキミ）」となっている。この「凡牟都和希王」は、『古事記』では、垂仁天皇の皇后サホヒメのただ一人の皇子として「本牟智和氣王」が記されており、大きくなるまで口が聞けなかったが、ある時、舟遊びをしているとき、白鳥の声を聞いて、初めて片言を発したという。そこでその鳥を捕まえるために、越の国まで追いかけて、やっと捕まえたが、皇子はそれ以上しゃべることはなかった。その後垂仁天皇の夢の中で、出雲の神が「わが神殿を建てれば物を言うことができるようになるであろう」という神託があり、出雲の神に参拝して話すことができるようになったという。『日本書紀』では、「誉津別命（ホムツワケノミコト）」と記され、「上宮記一云」に載って

いる「凡牟都和希王（ホムツワケノキミ）」と同じ読みである。そして、簡単に「空を飛んでいった白鳥の“くぐい”を見て、話すことができるようになった」と記されている。一方、応神天皇は、『古事記』では「品陀和氣命（ホムダワケノミコト）」、『日本書紀』では「誉田天皇（ホムタノスメラミコト）」と記されている。「凡牟都（ホムツ）」は「本牟智（ホムチ）」「誉津（ホムツ）」であって、「品陀（ホムダ）」「誉田（ホムタ）」ではないであろう。

『古事記』の全訳注をされた次田真幸氏（『古事記』（中）講談社学術文庫、1980年）は、その解説の中で、次のように言っている。

吉井巖氏はホムチワケノ王の物語について、「一皇子の奇蹟の回生譚と言う性格だけではなしに、神秘的な出生をもつ皇子の変身と聖婚への過程が語られている」と述べ、この物語は天皇にかかわる物語であり、ホムチワケノ王は天皇ではなかったかと推定された。そして吉井氏は、『釈日本紀』に引く上宮記逸文には、応神天皇にあたる存在がホムツワケノ王となっていることに注目して、ホムツワケノ王はホムタワケノ王（応神天皇）と系譜の上で重なり合うこと、つまりホムツワケノ王とホムタワケノ王とは、同一天皇像であつたらしいと推定せられた（『天皇の系譜と神話二』所収「ホムツワケ王」参照）。この説に従うと、ホムツワケノ王物語の中に、敬語動詞の「詔りたまふ」が用いられていること、大御食（オホミケ）を献るとあること、またホムチワケノ王生誕の物語に、新たな穀神の生誕の信仰が反映していることも、この物語が元来は始祖的天皇像を語ったものであつたことによるものとみることができよう。

吉井巖氏は、上記の著書で、このホムツワケノ王の物語が「記紀」の両方に記載されていることに対して、単に多くの興味を呼び起こすと言う理由だけで、「記紀」に記述されたことに疑問をいただき、ホムツワケノ王の物語が記述される必然性について論じており、『古事記』の中で、天皇となられた方を除き物語をともなつて記述されている皇子、十八人について、その後の様態を見ると、

記にみえる諸皇子の物語は、その皇子が天皇とはならず、また、諸皇子が主人公となつていても、それらは、いかに皇統がつづき、反乱者が殺され、天皇治政下にいかに地方が平定鎮撫されて行ったか、を語っており、全体としての天皇治政史物語と言う根幹に、かたく結びついて語られている形になっていることがわかる。そして、同時に、十八例のうちただ一つ残つたホムツワケノ王の物語が、他の十七例とは全く異なつてることがわかる。この物語は主人公がどこまでもホムツワケノ王でしかなく、ホムツワケノ王の人間としての再生が結びになつていて、他の話のように天皇治政史物語としての古事記の根幹に結びつくところが、きわめて希薄であることに気づかざるをえないのである。

として、上述のホムタワケノ王（応神天皇）との結びつきを考えられた。

また、「ホムツワケノ王はホムタワケノ王（応神天皇）と系譜の上で重なり合う」とは、応神天皇の子に、『古事記』では妃息長真若中比売との間に若沼毛二俣王、『日本書紀』では河派仲彦（カマタカツヒコ）の女弟姫との間に稚野毛二派皇子と記されているので、「上宮記一云」にある「若野毛二俣王」とほぼ一致する。さらに、『古事記』には、応神天皇の子若野毛二俣王がその母の弟百師木伊呂弁（モシキイハベ）、またの名は弟日売命を娶つて生んだ子大郎子、またの名は意富富杼（オホト）王、と記され、それは「上宮記一云」に載る「大郎子（意富富等王）」と一致している。つまり、「上宮記一云」に載る「ホムチワケ」の子および孫は応神天皇の子および孫の名に一致するのである。したがって、「上宮記一云」に載る「ホムツワケノキミ」は、「ホムタワケ」つまり応神天皇と考えられるということなのだ。

#### 4、私の仮説

現在は、上記の吉井説が通説となっており、ほとんど、これに疑問をもたれてはいない状況である。

私は、継体天皇はこの「上宮記一云」に掲げられている系譜を知っていて、「ホムチワケ」を「ホムタワケ」と間違え、「応神天皇の五世孫」と称したのではなかろうかと推測する。

もう一つの可能性を述べる。

それは、史実の応神天皇の時代は『帝紀・旧辞』編纂時に検討してみて、はじめて、継体天皇の五世代前ではなくて、もっと前であったということが分かったのではないかと、ということである。つまり、時代が合わないということだったのではないかと。口承で物事が伝えられる場合、時間軸が最もあやふやになる。過去の事件が100年前か、200年前かわからなくなるのである。

『日本書紀』では、歴代天皇の在位年数が記され、それを辿って行けば、西暦での各天皇の在位年が比定できる。その結果、初代天皇である神武天皇の即位年は西暦紀元前660年ということがわかるのである。その『日本書紀』が示している応神天皇の在位期間は西暦270年～310年である。ちなみに、その前の代の神功皇后の在位期間が西暦201年～269年で、ちょうど、『魏志』倭人伝に記されているところの卑弥呼や台与の活躍したであろう期間となっている。つまり、神功皇后のモデルは卑弥呼と台与を合せたものであり、その在位期間を西暦201年に卑弥呼女王に就任、269年に台与譲位（亡くなったのかどうかは不詳）ということを表そうとしたと考えられる。そして、神功皇后の後を継いだのが応神天皇だと「記」「紀」ともに記しているのである。

『日本書紀』の示している継体天皇の在位期間は西暦507年～531年であるから、応神天皇の在位期間と継体天皇の在位期間は230年近くの間隔がある。一世代を25～30年とみると7・6～9・2世代となる。つまり、継体天皇は応神天皇の八～九世孫ということになる。それを五世孫とするならば、一世代が46年ということになる。父子相続で考えると、46歳で相続し、46年間在位（92歳）する、ということ繰り返すことになる。とても無理な数字となるのである。

ところが、『日本書紀』の神功皇后・応神天皇の外交事績を朝鮮の歴史書『三国史記』と比べると、四世紀末から五世紀初め、つまり干支で二運（120年）下げれば、朝鮮の記事と合致することが多い、ということから、神功皇后・応神天皇の实在期間はその頃であるとする、と、応神天皇の在位期間は、ちょうど継体天皇の五世代前になる。『日本書紀』に記された在位期間は、初代天皇の即位時期を紀元前660年という、考古学的には考えられないほど古く見せかけるための造作と見なすと、『日本書紀』が神功皇后・応神天皇の在位期間も古く見せたことにも合理性が得られ、この考えが通説となって定着している。

そうすると、神功皇后を卑弥呼や台与に当てるのは時代が合わなくなり、神功皇后＝卑弥呼・台与説は破棄され、一方、神功皇后という人物が四世紀末に實在していたかも疑問になり、神功皇后非在説が生じることになってしまっている。

しかし、神功皇后の伝説は北部九州には、本州西端の下関市周辺から北九州市、筑豊、筑前の玄界灘沿岸を佐賀県の唐津市まで、筑紫の内陸は大宰府のある御笠川流域から甘木市・朝倉市、さらに南に下って筑後の山門（みやま市）、はては佐賀県の武雄市まで、きわめて多くの伝説が残っている。

多くの人は斉明天皇をモデルにつくられた架空の人物としているのだが、斉明天皇はその七年三月二十五日、船で娜大津（博多港）に着き、その年の七月二十四日、朝倉の宮で崩御された。九州滞在は、わずか四カ月であり、北九州市や筑豊、佐賀県には行っておらず、まして三韓征伐などまったくなく、誇張

の話としてもあまりに違い過ぎるのである。

また、神功皇后を非実在とするならば、『日本書紀』は何のために、わざわざ神功皇后の巻を独立させてまで記述したのかという疑問が生じるのである。この疑問に対する説得性のある論文は見当たらない。

私は、「記紀」のもとになった「帝紀・旧辞」があって、それは蘇我馬子と厩戸皇子が作ったと、『日本書紀』に記してある「天皇紀・国記」ではないかという、仮説を立てている。

なぜなら、『日本書紀』において「歴史書を作った」という記事は、天武天皇紀以前には、これ以外にはないからだ。

「帝紀・旧辞」については、太安万侶が書いたという『古事記』序文に、「天皇（天武）が仰せられるには、『私の聞くとおぼしめるに、諸家に伝わっている帝紀・本辞は、正実とは違い、虚偽を加えたものも多いとのことである。そうだとすると、今この時に、その誤りを改めておかないと、今後幾年もたたないうちに、その正しい趣旨は失われてしまうに違いない。そもそも帝紀と本辞は、国家組織の原理を示すものであり、天皇政治の基本となるものである。それゆえ、正しい帝紀を撰んで記し、旧辞をよく検討して、偽りを削り、正しいものを定めて、後世に伝えようと思う』と仰せられた。時に、姓を稗田、名を阿礼、歳二十八の舎人がおり、天皇は阿礼に勅して、帝皇日継と先代旧辞を誦習させた」とある。このことから天武天皇よりかなり前に、「帝紀・旧辞（本辞）」はつくられており、天武の時代には、その伝えられた内容に多くの差異が生じていた。そこで天皇は正しいものに訂正したものを阿礼に勅し、阿礼はそれを誦習したと言うことだ。この「勅」の解釈については、いくつかの説があるが、私はこのように理解している（これについては、本欄 2021 年 8 月発表の『古事記』成立時の疑問について』を参照ねがう）。

先ほど、私は太安万侶のいう「帝紀旧辞」は蘇我馬子と厩戸皇子が作ったという「仮説」を立てたと言ったが、それは「仮説」つまり、仮に決めて論理を進めていくということで、『帝紀・旧辞』は蘇我馬子と厩戸皇子が作った」と信じているわけではない。論理を進めていく中で、矛盾が見つかり、それが間違いであることが証明されたら、この仮説をあきらめ、別の「仮説」を考えるということなのである。

「帝紀旧辞」が馬子・厩戸皇子の「天皇記・国記」であるとする、どのような矛盾が生じるのかということについて、津田左右吉氏は、その著書『日本古典の研究』（岩波書店 1950 年、この中の推古天皇朝あたりに関する箇所は、発禁になった『日本上代史の研究』岩波書店 1930 年とほぼ同文）において、「馬子と厩戸皇子が共に議って天皇記、国記、臣連伴造国造百八十部並公民等の本記、を録した」という記事の中の「公民」という語は、大化元年（645）八月の詔勅に「国家所有公民」とあるのが初出であって、それ以前にはないこと、また、十七条憲法の第十二条において「国司国造」という語があるが、「国司」も大化改新以前にあったはずはなく、「国司の置かれたと共に国造は政治的権力を失ったのであるから、国司と国造を並記して此の二つを同様に取扱い、それに対して同じことを命令するということは、それが実際の政務に関する場合である限り、何時の世においてもあるべからざることである。従って推古朝に於いてかかることが書かれるはずがない」とし、憲法は君・臣・民という中央集権的な三階級で説かれており、氏族社会であった推古朝にはふさわしくないとし、また、中国古典から多くの語を引用しているが、これらは奈良時代の『続日本紀』や『書紀』の文章と似ている。したがって、「律令の制定や国史の編纂などを企てつつあった時代に政府の何人かが儒民に命じ、名を太子にかりて、かかる訓戒を作らしめ、官僚をして帰向するところを知らしめようとしたのであろう」と断じ、そして、『古事記及び日本書



紀の研究』(毎日ワズ 2018年)において「聖徳太子と蘇我馬子とが撰録したというもの、くわしくいうと『日本書紀』の推古紀の二十八年の条に『皇太子島大臣共議之、録天皇記・・・』とあるうちの『天皇記』というものが、『古事記』の上表にある帝紀の意義を知るについて参考せられるべきではなかろうか、という意見があるかもしれぬが、この記載は、別に『日本上代史の研究』において考えた如く、事実でないから、推古朝時代にこういう名称の書があったとは思われぬ。」と述べられ、「『天皇紀・国記』を蘇我馬子と厩戸皇子が作った」ということを「なかった」ことにしてしまわれた。

そして、『帝紀・旧辞』を原資料としたと考えられる『古事記』の天皇の事績(旧辞)が安閑天皇までであり、その後の推古天皇までの事績は書かれておらず、天皇の後や子孫だけ、つまり、「帝紀」の部分のみであることから、『帝紀・旧辞』が作られたのは安閑以後の支障があって伏せてしまった事績のほとぼりがさめたころ、つまり安閑天皇の時代から30年ほどのちの欽明朝に作られたとされた。多くの研究者は、この説を採り入れ、「『帝紀・旧辞』は蘇我馬子と厩戸皇子が作った」かどうかは改めて検討されることなく今日まできているのではなかろうか。

私は、『古事記』序文における「帝紀・旧辞」は文章(漢文)ではなく、語り部による口承で伝えられていたと考えている。だからこそ、「帝紀・旧辞」は諸家に種々に歪曲して伝わり、天武天皇はそれを天皇家として正しいものに修正し、それを記憶力に優れた稗田阿礼に誦習させた、つまりまた口承で伝えることを命じたのだ。そして元明天皇が太安万侶にその明文化を命じたので、はじめて漢字による文章になったと考えている。太安万侶は長い物語を明文化するのは初めてだったとみえる。だから、倭語を漢字で明文化するのに訓(本来の漢語)で表すか、音(漢字を表音文字として使う)で表すかについて工夫したことを述べているのだ。つまり、その時点では、漢字で倭語を文章化するに必要な確立した文法がなかったことを伺わせるのだ。

『日本書紀』に書かれた十七条憲法もまた、口承で伝えられたものを編纂者が漢文で作文したので、「国司・国造」は編纂時の役職名を併記したものと考えられるのだ。「国造」という役職名は編纂時には無くなっていたので、それに相当する「国司」を使い、「国造は現在(編纂時)の国司に相当する」という意味で「国司・国造」としたと考えている。「天皇」のことを「大王」と記しても編纂時の時代の人たちは「天皇」とは思わないかもしれないので、「天皇記」「公民」という編纂時にあった「相当する語」が用いられたのもそのためであろうと考える。

十七条憲法が『日本書紀』編纂時に明文化されたことは、推古朝の他の文章と同じ倭習(編者独特の漢文の誤用の癖)が含まれること(森博達『日本書紀成立の真実』中央公論新社2011年)からも明らかなのだ。

私は「事績のほとぼりがさめる期間が30年ほど」という考え方に大いに不満がある。伏せられた事績は、皇位継承において命のやり取りをした血みどろな事件なのである。それはわずか30年ほどで消え去るものではない。30年後ということは、命をとられた人の子がまだ活躍している時代で、その子の事件に対する憎しみが絶頂の時なのである。ほとぼりがさめるのは孫の時代を過ぎてからである。

現在にあてはめると、戦後77年が経過しているが、遺族の方は、まだ、ほとぼりがさめたといえる状態ではないであろう。「30年でほとぼりがさめる」というのは、あまりにも当事者意識に欠ける考え方と言わざるを得ない。

## 5. 「天皇紀作成」に直面する諸問題

さて、馬子と厩戸皇子の間で、「天皇紀」を作成の事業が発案され、集められた編纂者が事業を始めるに当たって、解決しなければならない「いくつかの大きな問題」に直面したと考えられる。

一つは、天皇家にとって、「支障のある事績」は伏せるか、あいまいにしなければならないという問題。

二つは、「建国を中国に劣らないくらい古くみせること」という馬子・厩戸皇子からの要求。

三つ目は、天皇は本来、卑弥呼・台与から引き継いだ祭司王であり、政務に意欲と実力がある場合は政務に介入してきたが、そうでない場合は、家臣に政務を任せて来た。そして現在は「日本国の象徴・日本国民の統合の象徴」として、従来通り「世襲」とされている。そして「大嘗祭」「新嘗祭」など古くからの「国家安寧」を願う神事に携わっておられる。祭祀王という本来の姿が引き継がれていると思っている。

ところが、現在の奈良県に都を定めた当初の数代においては、祭祀王の姿は外界には見えず、実際に政務に携わった政務王が「国の最高権力者」として、世の中に認識されてしまっていたと考えられる。具体的には東遷を果たした神武天皇から、垂仁・景行・成務天皇あたりである。これをどう取り扱うかという問題である。

そして、四つ目として、最大の難問「応神天皇は継体天皇の五世代前ではなく、もっと古い天皇であった」、という問題があったのではないか。

そして最後に、五つ目として、「真実の歴史を示す記述をどう潜り込ませるか」、という問題があったと考える。

このことは、歴史書編纂者の立場に立って考えれば、すぐに気づくことである。いくら上司（天皇）から支障のあることは伏せるように、歴史を古くみせるようにと命じられても、全員が上司におもねって、それにのみしたがったとは考えられない。編纂者は当時の英才たちが集められていたはずである。書は後世に延々と伝えられるものである。全員が偽りの書をつくることに罪悪感が全くないというような組織であったとは、とても考えられないのだ。歴史を古く見せること、支障のあることはうまく取り繕うことぐらいは、表面上行っても、うまく真実を伝えることも書の中に潜ませようとしたのではないのか。つまり、上司の「事実でないことを記述する」という要求と「真実を伝える」ということの両立を何とかして成立させようとしたのではないかと考えるのである。また、上司（馬子や厩戸皇子）も「真実も密かに伝える」ことに反対はしなかったであろう。

私は、かねてから「記紀」両方において、仁徳天皇以前の初期天皇の在位年数や享年が異常な長さや年齢であることに違和感を持っていた。なぜこのような、ありえないような記述をするのだろうかという疑問である。ずっと、思い出すたびに考えていたのだが、この論文の作成中、「記紀」編纂者は、天皇からの虚偽の記述の要求に応えながらも、なお史実をほのめかす記述を潜在させようとしたのではないかと考え、その手段を考えてみようとしたとき、このことも一つの手段だったのではないかと気づいたのである。

古代人の平均寿命は、病気・怪我に対する医療技術が劣り、現在より大幅に短いと考えられる時代である。その時代に天皇の享年が軒並み 100 歳以上というのは考えられないことである。一見して、これは虚偽であることが日本人（当時は倭人）ならわかる。しかし、歴史書は国内だけでなく、外国に対して披露する目的がある。とくに推古朝では、中国の隋に対して対等交渉を行おうとしたことが記されている。こ

のような長寿の天皇が並ぶ歴史書を隋の人が見たらどう思うだろうか。普通に考えれば、中国人だって、こんな長寿の人ばかりなんて考えられない、虚偽に決まっていると思うであろう。ところが『魏志』倭人伝には、「其の人（倭人）は寿考（長生き）にして、或いは百年、或いは八、九十年なり」とある。「帝紀」編纂者は、これにヒントを得たのではないか。中国人は、倭人が八十から百年も生きる人たちだと思っている。そうであるならば、天皇の享年を、百歳を超える長寿にしても外国人（中国人）は不思議に思わないであろう。事実でない天皇群を長寿にすると、倭人（日本人）は虚偽とみる記述でも、外国人（中国人）は虚偽とは見ないで通用する、と考え、これは巧妙な策と思ったのではなかろうか。

## 6. 採られた解決策

解決策を「記紀」に記述された結果から推測すると、一つ目の問題、「初期の支障のある事績は伏せたり、あいまいにする」ことのひとつに、「史実の神話化」での対処ということが考えられる。

つまり、倭国建国における九州での事績は、「神話化」し、奈良大和へ都を移す時から現実の歴史物語としたのではないか。神武天皇の東遷の話からである。

私は、「記紀」の神話の部分について、『魏志』倭人伝と照合し、この「神話の部分」は、倭人伝の卑弥呼及びその後女王を引き継いだ台与の活躍を神話化したものであることを突き止め、『邪馬台国と狗奴国はその後どうなったか』と題して、この投稿欄に発表している（2021年2月）。また、それに先立ち、拙著『記紀より読み解く『魏志』倭人伝とその後の倭国』（海鳥社、2019年）を出版している。

その概要を示すと、

卑弥呼は九州筑紫国（およそ福岡県の西半分＋佐賀県の東半分）を領域とするところの女王であり、その地方の豪族たちの共立によって擁立された。つまり、かつて1、2世紀ころ甕棺墓を墓制としていた国である。当時、卑弥呼女王国は南の狗奴国（熊本県＋宮崎県を領域とする）と対立しており、劣勢にあった。239年、中国の魏に朝貢する機会を得、「親魏倭王」の印綬を授かった。この「親魏〇〇王」という称号は魏の西方一万七千余里にあるという大月氏国以外には下賜されていない。この特別の待遇は、倭国

表1 記紀における天皇の在位年数と享年

天皇	紀 在位年数	紀 享年	記 享年
① 神武	76年	127歳	137歳
② 綏靖	33	84	45
③ 安寧	38	57	49
④ 懿徳	34	70	45
⑤ 孝昭	83	114	93
⑥ 孝安	102	137	123
⑦ 孝霊	76	128	106
⑧ 孝元	57	116	57
⑨ 開化	60	111	63
⑩ 崇神	68	120	168
⑪ 垂仁	99	140	153
⑫ 景行	60	106	137
⑬ 成務	60	107	95
⑭ 仲哀	9	52	52
神功	69	100	101
⑮ 応神	41	110	130
⑯ 仁徳	87	無記載	83
⑰ 履中	6	70	64
⑱ 反正	5	無記載	60
⑲ 允恭	42	78	78
⑳ 安康	3	無記載	56
㉑ 雄略	23	無記載	124
㉒ 清寧	5	無記載	無記載
㉓ 顕宗	3	無記載	38
㉔ 仁賢	11	無記載	無記載
㉕ 武烈	8	18	無記載
㉖ 継体	25	82	43

を都から遠く離れた一万七千余里（帯方郡からは一万二千余里）のところ、つまり、当時魏が対立していた呉の東方にある大国と考え、呉国を東から包囲しようと考えて与えられたものだ（渡邊義浩氏の説、『魏志倭人伝の謎を解く』中公新書 2012 年）。243 年、再び朝貢し、女王国の窮状を訴えたが、反応は鈍く、2 年後に魏の將軍旗を示す黄幢を拜仮されたが、朝鮮半島の乱れで、それも帯方郡に留まってしまった。狗奴国との戦いは悪化し、ついに女王国（筑紫国）の南部が侵略された。247 年、三度目の朝貢をし、強く窮状を訴えたところ、帯方郡は塞曹掾史張政を軍師として女王国に派遣した。張政は狗奴国に勝つための策略を練った。まず、卑弥呼を罷免し、筑紫国の勢力強化のため、東の隣国である豊国との合併を図った。条件は合併後の王に豊国王を当てるというものであった。このことは主導権が完全に豊国に移ることになるので筑紫国から猛反発がでて反乱となってしまった。そこで張政は、豊国皇女の台与（トヨ）を卑弥呼の後継の祭祀王とし、政（マツゴト）は筑紫・豊国の豪族たちの合議で行うこととした。豊国は後の豊前・豊後・長門（山口県）を含む広大な国であった。この合併によって狗奴国に対し圧倒的優位に立った上で、狗奴国に従属的合併を申し入れた。条件は日向国（宮崎県）の割譲と狗奴国將軍狗古智卑狗の出雲への追放である。かくして張政は戦わずして、狗奴国を吸収し、女王国を筑紫国・豊国・狗奴国を包含した大国につくりかえてしまった。

張政は帰国報告において、魏朝廷の倭国への考えにおもねり、帯方郡から女王国までの里数をちょうど一万二千余里になるように各地間の距離を同じ割合で増大させて報告した（実際の五倍ほど）。

私は、『魏志』倭人伝に張政の事績がほとんど書かれていないのは、張政はどこかで重大な失策をしてしまい、その功績を歴史書から消されてしまったのではないかと思っている。そのため、倭人伝には張政が倭国に派遣されたことと倭国がどうなったかについてだけ記されたと思うのである。

台与はその後、さらに国土を拡張するために、連合を東方諸国へ呼びかけ、都を大和（奈良県）に移したと推測する。

なお、伊都国から先の路程記事は陳寿が別の地理資料から採ったものを並列的に記述したものとみる。特に日数表示記事（南して投馬国に至る、水行二十日、南して邪馬壹国に至る、水行十日、陸行一月）は、266 年の倭人（台与の使節とみられる。都は既に大和へ遷っていた）の朝貢時に倭人から聞き出した倭国までの路程であると考え。倭人は里数を知らず日数で距離を表すと隋書にある。帯方郡から投馬国（＝投与国＝豊国、「与（輿）」の草書体は「馬」の字と似ているので写筆の際に間違えたともみる）まで水行二十日、豊国から邪馬台国（ヤマト国と読む＝大和国）まで水行十日、陸行一日である。この日数は、正味の日数（風待ち、潮待ちを除いた正味の日数）と考え、実際の道程に合わせると、帯方郡から九州北部の豊前まで 1000km 余を水行二十日、つまり一日あたり 50 km 余、豊前から大阪まで約 450km を水行十日、つまり一日あたり約 45km の行程となりきわめて現実的な数値となる。ところが、陳寿はこの記事を帯方郡から筑紫（北部九州）までの日程と考えた。一里を 430m ほどの正しい値と思ったからだ。つまり、投馬国を朝鮮半島南部の国、邪馬台国を筑紫と考えた。そうすると、帯方郡から投馬国（朝鮮半島南部）まで七千里（約 3000km）を二十日で、そこから末盧（松浦）まで三千里（約 1300km）を十日の水行なので一日あたり 300～350 里（約 130～150km）、末盧から陸行二千余里（約 900km）は一日ではとうてい無理で一か月の間違いと考えたのだ。「日」と「月」も筆記すると似ている。「日」と書いても、第一角と第二角の下が出すぎると「月」と読めてしまうのだ。

この張政の策略を『記紀』の神話と改めて照合すると、卑弥呼を天岩戸に隠れる前の天照大神、台与を天岩戸から出た後の天照大神、狗古智卑狗をスサノオノミコト、張政をタカミムスビ神、にあてはめると

上記の仮説はぴったりと成立するのである。つまり、スサノオノミコトは天照大神が天岩戸に隠れる前には天照の宮殿（つまり卑弥呼の宮殿）を荒らして、それが原因で天照は天岩屋戸に隠れ、つまり、死に（卑弥呼の更迭死罪）、天照が天岩戸から出たあと（台与に代わった）は、スサノオノミコトはおとなしく「千坐の置き戸」（たくさんの蔵＝多くの米蔵＝領土、つまり日向の土地の割譲と考える）の罰と根の国（出雲）追放を受け入れている。また天岩戸のあとはタカミムスビ神が主導的働きをしているのである。

なお、この九州での話は、仲哀天皇・神功皇后の段でも再度記載され、仲哀天皇を卑弥呼の後に王位についた男王、神功皇后の事績を台与の事績と考えることができる。『日本書紀』では神功皇后の年紀を201～269年としており、これは卑弥呼と台与の年紀に合わせたものと考えられることができ、ここから真実の年紀を入れようとしたと考えられるのである。『日本書紀』では、仲哀天皇のところでそれ以前の天皇家と系譜が完全に断ち切られている、ことはあとに示す。

張政の帰国に際して、台与は二十人ものからなる使節団を遣わし、都まで詣で、奴隷30人と宝石類などを献上した。おそらく、台与は「親魏倭王」の称号を引き継ぐことを正式に下賜され、さらに領土を広げ倭国の強化を命じられたのではないかと推測される。

台与は魏側から指名された倭国王（祭祀王）という権威の下に、東方諸国に連合（各国の自治・支配権は保証される）を呼びかけ、その連合国家の中心となるべき大和の地に都を移すことを考え、狗奴国から割譲された日向国の統治に派遣していた神武に、今度は大和に東遷することを命じたのだ。かくして、大和の地を奪うこと以外には、ほとんど戦火を交えることなく大和進出は成功した。

これが神武東遷であり、神武から成務天皇までは、台与（神功皇后）から仁徳までの祭祀王のもとに政務を行った政務王たちであり、それを仲哀の前に並べた歴史書をつくったと考えられる。

推古朝において、厩戸皇子（聖徳太子）は遣隋使の派遣を行い、隋の先進文化の吸収と隋との対等交渉を試みたことが隋書に記述されている。また、高句麗から慧慈、百済からは慧聡、という高僧が渡来し、その後も両国から高僧が渡来している。

倭国の歴史書をつくる動機もあり、スタッフも充実していた時期なのである。

歴史書（「帝紀・旧事」）編纂グループには高句麗や百済からの高僧も加わっていたであろう。彼らは厩戸皇子らの要求を満たそうと努力はするが、一方では彼らのプライドも強く持っていたに違いない。全く虚偽に満ちたものをつくることには抵抗が強かったと思うのである。当事者の身になって考えれば容易に想像のつくことである。彼らは九州での出来事は神話という形で実在の卑弥呼らを神に仕立て上げ、およその筋書きがわかるような神の世界の物語をつくりあげた。自然界の創造は、当時は神の仕業と考えられていたので大地の創造神、イザナギ・イザナミノミコトの代までは創造された神の話で支障はない。そこまでを「神代七代」としてことわりを入れ、次の代の天照大神らから実在の卑弥呼らをモデルに神話をつくったのだ。神話を創るにあたっては、うまくあてはめることのできそうな外国の神話の筋を採り入れることもしたのである。

私は、「記紀」の原資料となった「帝紀・旧辞」は、決して過去から伝承されている伝説をそのまま並べて綴ったのではなく、編纂グループによって綿密に練られて、このような壮大な天皇家の物語がまとめ上げられたと考えている。

残るは、二つ目から五つ目の要求、すなわち、「歴史を古く見せる」、「世間が認識している政務王たち

の活躍を記載する」、「世間に浸透してしまっている継体の五世代前は応神天皇という歴史観」、「真実の表示」をどのようにクリヤーするかということである。

建国当初の時代（卑弥呼・台与の時代からしばらくの間）は、祭祀王（神の意向を聞く）と政務王（実際に政治を司る）の二頭政治だったことが伺える。『魏志』倭人伝には、「倭人は何か事があるたびに占いをする」「女王卑弥呼は鬼道を使う」とあり、卑弥呼・台与と続く王家（つまり神功皇后・応神・仁徳天皇）は祭祀王の家系だったと考えられる。政務の方は大和東遷をし、政治を行った神武から続く豊国王家であったであろう。

神武・崇神らが大和に都を建設し、政務を行っている間、家臣や大和の民たちにとって、最高権力者は彼ら政務王であり、台与ら祭祀王は世間からは見えない存在であったと考えられる。歴史書を作るにあたって、世間が「最高権力者＝政務王」と、その存在を認識している事実を無視することはできない。そこで、その政務王たちを神話と台与時代の間に並べ、まず九州での神話の時代を創り、政務王たちの活躍の時代、そして台与の時代からは実歴史という形にし、年紀は大和の地に移ってからのこととし、神武の大和統治のはじまりを紀元前 660 年とした。『古事記』には年紀が記されていないが、雄略天皇以前の天皇の享年はすべて記されており、また成務天皇以前は父子相続（父親が崩御してから相続する）とされており、それからおよその紀年が推測でき、神武天皇の即位はやはり、『日本書紀』と同じころと考えてもおかしくないのである。

そうすることによって、「歴史を古く見せる」という二つ目の要求と、「建国当初の王たちとして、世間が認識している政務王たちの活躍を記載する」という三つ目の要求が満たされることになる。

しかし、台与からあとの祭祀王の事績は少ないし、祭祀王の任務は神に合議事項の成否を占うことと考えられ、その結果に応じて政務王が実行していくということなので、祭祀王の任務は、世間にはほとんど知られることのないものである。

『記紀』に示されている応神から継体までの系譜は図 1 の右側のようにになっている。「五世孫」の「五世」とはどのように数えるのであろうか。現在の数え方は、当代が「一世」で子どもは「二世」、孫は「三世」と数える。そうすると図 1 のような系譜では、継体は応神の「六世孫」になるのである。皇后の手白香皇女も応神の六世孫である。『日本書紀』には「男大迹天皇更名彦太尊、誉田天皇五世孫、彦主人王之子也、母曰振媛。振姫、活目天皇七世之孫也。」と書かれていて、井上光貞氏（前掲書）は「応神五世の彦主人王の子」と訳され、継体は応神の六世孫としているし、また、当時の「世」はどのように数えたのだろうかという疑問も持たれている。「五世代後」という考え方もあろう。

それはともかく、事実はどうであれ、「継体天皇は応神天皇の五世孫」ということで、その後の天皇家は認知され、成立しているのである。これをいまさら変えることはできない。歴史書としては「継体の五世代前は応神でなければならない」という制約が生じたと考えられる。継体の五世代前となれば、一世代 20～25 年とすると西暦 375～400 年ころの人物としなければならないことになる。ところが『日本書紀』に示された応神天皇は神功皇后の子であるから、それより前の西暦 270 年に皇位（祭祀王）についての人物となる。

この「継体の五世代前は応神天皇」という問題をどう解決するか。編纂者たちは頭をひねったに違いない。三世紀後半に天皇位に就いた天皇を系譜上は継体の五世代前で、四世紀末の天皇にもみせかけなければならない。そして一方では歴史の真実を何らかの方法で示さねばならない。はて、どうするか。もし、

そのようなことが為されたのであれば、それは『記紀』に表れているはずである。

「記紀」熟読の結果、浮かんできた構想は、応神の年紀を延長し、継体の五世代前の天皇の名も応神とすることであった。そのために、応神の事績に継体の五世代前の事件を入れるということをしたと見られる。そしてそのことを暗示するために、「気比の神との名の交換」という話を造作したのだ。交換した元の名は「イザサワケノミコト」という。この名は仁徳天皇の後を継いだ「イザホワケノミコト」(履中天皇)とよく似ている。

## 7. 史実を示すための記述

そこで、「記紀」の仲哀天皇あたりから、仁徳天皇までの記述を見ていくと、実に、種々の矛盾というか奇妙な記述が多数存在するのである。それらの大部分は、すでに多くの研究者によって指摘されているところであるが、それが何を意味するかはもう一つ判然としない説明が多いことも事実である。

私は、それを「史実を示すための記述」とみた。

拾い上げた事項は次の通りである。

- (1). 仲哀天皇の治世場所が穴門（下関市）や香椎（福岡市）であること
- (2). 仲哀天皇とそれ以前の天皇との血脈が断絶していること
- (3). 仲哀の在位期間が短く治世事績もほとんどなく、妻である神功皇后の話が主となっていること
- (4). 仲哀天皇の死が謎めいていること
- (5). 仲哀天皇の治世年紀
- (6). 仲哀天皇の和風諱・帯中日子
- (7). 神功皇后の治世年紀・干支二運繰り下げの記事が多いこと
- (8). 神功皇后には九州北部に多数の伝説が残っていること
- (9). 神功皇后の三韓征伐は架空の話か
- (10). 神功皇后が石を帯に挟んで、応神の生誕を遅らせたという記述
- (11). 「応神天皇と気比の神との名の交換の話」は何を意味するのか
- (12). 「ホムタの日の御子、大雀 大雀 ……」という歌
- (13). 応神と仁徳の事績記事の混交
- (14). 応神と仁徳における時系列的に逆の記述
- (15). 応神天皇の皇后・仲姫の出自についての記述
- (16). 『古事記』上巻が「神話部分」、中巻が「応神天皇まで」、そして下巻が「仁徳天皇から」の意味

各項について検討してみよう。

### (1). 「仲哀天皇の治世場所」について

『古事記』仲哀記では、「帯中日子天皇、穴門の豊浦宮、また筑紫の訶志比宮に坐して天の下治らしめしき」と記され、政治を行った場所を穴門（山口県下関市）と訶志比（福岡市香椎）とし、大和のことは全く記していない。また、『日本書紀』仲哀紀では、行幸して角鹿（敦賀）の笥飯(け)宮、紀伊の徳勒津(トコツ)宮に行宮を建て、その後、熊襲を討つために穴門の豊浦宮、続いて筑紫の檀日(か)宮に宮をつくらせ、とある。いずれも行幸中の宮なので行宮と考えられ、本来の本宮はどこであったかわからない記述である。『日本書紀』が前後の天皇紀との継続性を考えて、いかにも近畿に本宮があるように見せかけた

のだとすれば、『古事記』が豊国・筑紫で治世を行ったとする記述と符合することになる。

つまり、仲哀天皇は魏志倭人伝に登場する卑弥呼のあとに立った「男王」（私は豊国王と考える）に想定することができるのである。

## (2)．「仲哀天皇の出自」について

『日本書紀』において、仲哀の生誕年についての記述を読み解くと、驚愕の事柄が浮かび上がるのである。すなわち、仲哀生誕年と仲哀の父日本武尊の亡くなった年との関係を引き出すと、

①「仲哀天皇は、日本武尊の第二子で、成務天皇の48年に皇太子になられた。時に年31歳」、

②「仲哀9年急に病気になり、翌日に亡くなられた。年52歳」（以上仲哀紀）、

③成務天皇は「景行天皇の46年に皇太子となられ、年24歳であった」、

④「成務天皇60年に亡くなられた。年107歳」（以上成務天皇紀）、

⑤景行天皇は「景行60年に亡くなられた。年106歳」、

⑥「景行27年、日本武尊を遣わせて熊襲を討たせた。この時歳16歳」

⑦「日本武尊、能褒野で崩御された。時に年30歳」（以上景行天皇紀）。

①より仲哀は成務天皇18年に生まれたことになる。

②及び④より計算しても、同じく仲哀は成務天皇18年に生まれたことになる。

④より成務即位時（成務元年）、成務は48歳であったことになる。

③から成務天皇は景行23年に生まれたことになる。そのことと⑤より成務天皇は景行60年には38歳であったことになる。そのことと④より、景行崩御から成務即位の間に9年間の空白が生じている。

⑥及び⑦より、仲哀の父日本武尊は景行41年に崩御したことになる。したがって、景行天皇崩御の時、日本武尊が亡くなってから19年が経過していることになる。

上記のことより、仲哀天皇は、その父日本武尊が崩御してから46年後に生まれたことになるのだ。

このことは、仲哀天皇は、それ以前の天皇家とは断絶していることを示しているのではないかと考えられる。

## (3)．「仲哀天皇の事績」について

(1)．に示したように、『古事記』では、最初から大和ではなしに、穴門の豊浦宮で政治をしたことになっている。事績と言えば、熊襲を討とうとした時、「西方の国に、金銀財宝のたくさんある国がある。吾はその国を服属させてあげよう」という神託が下りた。ところが仲哀は「西方にそのような国はみえない」と神を疑ったため、神は怒り「天下は汝の治める国ではない。汝は黄泉の国へ向かいなさい」といわれ、仲哀は間もなく亡くなった、とだけあり、ほとんど事績がない。その後は神功皇后の活躍が続くのである。『日本書紀』でも、敦賀と紀伊に行幸の後、熊襲の叛いたことを聞き、穴門（山口県下関市）に移り、熊襲征討に仲哀8年1月に北九州香椎宮に入ってからわずか一年で神の啓示に従わなかったことが祟り亡くってしまうという話になっている。そして、天皇でもないのに、神功皇后が一巻を独立して編成されている。

このことも仲哀は、魏志倭人伝に登場する卑弥呼のあとに王となった男王が想定される。『魏志』倭人伝では、卑弥呼の死んだあと男王が立つが、国内に不満が生じ、争いが起こり、千人が死に、そこで13



歳の台与が王位に就くことで収まったとある。男王もわずかの治世で交代させられている。

#### (4). 「仲哀天皇の謎の死」について

上記のように、仲哀天皇は異常な亡くなり方をしている。『古事記』では仲哀は、大臣建内宿祢の勧めで琴を弾きながら神託を乞うたが、上記のような神とのやりとりで琴を手にしたまま亡くなった。その後建内宿祢が神に問うたところ、「これは天照大御神の御心によるものだ。また、住吉の大神である。この国は今皇后の胎の中にいる御子が治める国である。西方の国が欲しければ、諸々の神を船に祀って渡海するがよい」と神託が下りたとしている。『日本書紀』では、仲哀は神託に反発し、神は皇后に託し「汝は国を保てない。皇后の胎にいる御子がこの国を獲るであろう」といわれた。それでも仲哀は熊襲を討とうとしたが勝てず、急に病気になるまで亡くなってしまった、とされている。その後の神功皇后の活躍については一卷を独立させて詳しく記述している。

このことも魏志倭人伝に登場する卑弥呼のあとに王となった男王が想定される。私は先に示したように、この男王は、卑弥呼女王国救援のために来倭した張政が女王国強化のために合併を策した際に擁立した豊国王であると考えている。張政は対立している狗奴国を戦ではなく、自国を豊国合併により強化し、優勢になった上で交渉により合併に持ち込もうとした。それに対し、豊国王はそのことを理解できず、台与が新女王に就いたあとも、狗奴国（熊襲）に戦を仕掛けたので邪魔になって暗殺されてしまったと考えることができるのである。

#### (5). 「仲哀天皇の治世年紀」について

『日本書紀』の示す仲哀天皇の年紀は、紀元 192～200 年である。『魏志』倭人伝に登場する卑弥呼や台与の活躍は三世紀前葉から中葉にかけてである。その直前に持ってきていることに何か意味があるのではないかという疑問を持たせるのである。

神功皇后の年紀が紀元 201～269 年である。私は、この神功皇后の年紀を卑弥呼と台与の合わせた年紀と考えた。そして日本国家の起源は卑弥呼・台与にあると考えている。とくに台与は申請ではなく中国側（張政）から拔擢・指名された女王だと考えている。また、神功皇后の事績はほぼ台与の事績を記述したと考える。卑弥呼の事績は九州だけでのことなので神話としてすでに述べられているからである。『日本書紀』編纂で年紀を挿入する際、国家起源の真実の期間となるこの期間を外せなかったと考える。

神功皇后の年紀を紀元 201～269 年と先に定めたので、台与の前の男王の年紀はそれ以前にせざるを得ないことになったのだと思う。男王の年紀は卑弥呼と台与の間なのだが、そのことよりも神功皇后が「卑弥呼+台与」であることを示したかったのではないか。つまり、大和王権の起源は卑弥呼・台与であることを強調したかったと考えられる。

#### (6). 仲哀天皇の和風諱・帯中日子について

仲哀天皇の和風諱は帯中日子（『日本書紀』では足中彦）という。帯(タシ)と日子(ヒコ)は天皇に対する敬称と考えられるから、それを取ると「中」だけになる。仲哀を、卑弥呼と台与の間に就いた男王と考えると、「中」は実に適切な命名と思える。また、「中」から連想される言葉として「葦原中国」がある。私は「高天原」を女王の本拠地、「葦原中国」を、瓊瓊杵尊の降臨先、神武の東遷先を「葦原中国」と称していることから支配地の拡張先と解釈している。また、「高天原」は天上、「葦原中国」は地上を表している

とも受け取ることができる。天上つまり神の世界に奉仕する祭祀王として卑弥呼・台与がおり、男王は地上つまり「葦原中国」を司る政務王と考え、仲哀に「中」の字が当てられたと解釈することもできるのではないか。『魏志』倭人伝において、「男王」を政務王と考えるのは、女王国内でその人事に反発が起き、そのために千人が死ぬという事態になったことで推察できる。それを解決するため十三歳の台与を女王つまり祭祀王に任命し、政務は合議制に戻すことで収まったのだ。女王国は女王を共立した国々の連合国家であったのだ。

#### (7)．「神功皇后の治世年紀・干支二運繰り下げの記事」について

『日本書紀』の示す神功皇后の年紀は、紀元 201 年から 269 年までで、ちょうど卑弥呼や台与が活躍したであろう年代に合わせてあるように見える。しかし、その記されている朝鮮半島と関連のある事績をみると、その時代は大きくずれていることは、多くの研究者の指摘するところで、たとえば、

- ・神功皇后 5 年 (205)、先の人質、微叱許智伐旱(ミコチホツカン)が逃げ戻る(新羅本紀 418 年に「未斯欣が倭国から逃げ戻った」とある。213 年のずれ)。
- ・同 55 年 (255)、百濟王肖古王没する(百濟記では 375 年近肖古王没に対応。120 年のずれ)。
- ・同 56 年 (256)、貴須、百濟王に即位(百濟本紀では 376 年、近仇首王即位に対応、120 年のずれ)。
- ・同 64 年 (264)、貴須王没す。王子枕流王即位(百濟本紀では、384 年 枕流(チリュウ)王即位に対応。120 年のずれ)。
- ・同 65 年 (264)、枕流王没し、王子年少のため叔父辰斯王即位(百濟本紀では、385 年、辰斯王即位に対応、120 年のずれ)。などである。

このことから、神功皇后は四世紀後葉の人物であるとするのが通説になっている。そして、この時代にそのような人物の存在を訝しみ、架空の人物とする研究者も多い。

しかし、神功皇后を架空の人物とすれば、『日本書紀』は、なぜ、わざわざ神功皇后紀を一巻に独立させてまで記述したのか説明がつかなくなる。

私の考えは、神功皇后の年紀は「卑弥呼+台与」であるが、事績は応神天皇を継体天皇の五世代前に見せかけるために、応神を四世紀末ころに設定したのに伴って、その母である神功も四世紀後葉の人物と見せかけるため、百濟あるいは新羅との交渉記事を引用したとみている。これらの交渉記事は朝鮮半島の歴史を知らない人には干支二運ずれていることなど気づくはずもないことなのだ。

#### (8)．神功皇后の九州北部に残る多数の伝説

私は筑紫国つまり福岡県に在住してきた。ここに住んでいれば、周辺のあちらこちらに神功皇后の伝説が散らばっているのがわかる。『日本書紀』にも、香椎宮、「安」と名付けた場所、山門県、松浦県の玉島里、那珂川、裂田溝(サクノナゲ)等が出てくるが、神功皇后の足跡を調べた河村哲夫氏(『神功皇后の謎』原書房 2013 年)や綾杉るな氏(『神功皇后伝承地を歩く上・下』不知火書房 2014 年)によれば、九州北部の足跡は膨大なもので、行幸の経路を線で表すことができるそうだ。

図 2 は河村氏が引用した喜多路氏の「神功皇后伝承分布図」であるが、九州北部全体に行き渡っていることがわかる。すべてが『記紀』の記述に基づいて後世の人が造作したとは考えられない数量である。神功皇后は当時著名な実在の人物をモデルにしているとしか考えられない。『記紀』に「息長帯日売命」と出ているのをみて、地域のひとは、それは口承で伝わっている「あの人」のことだと即座に理解したので

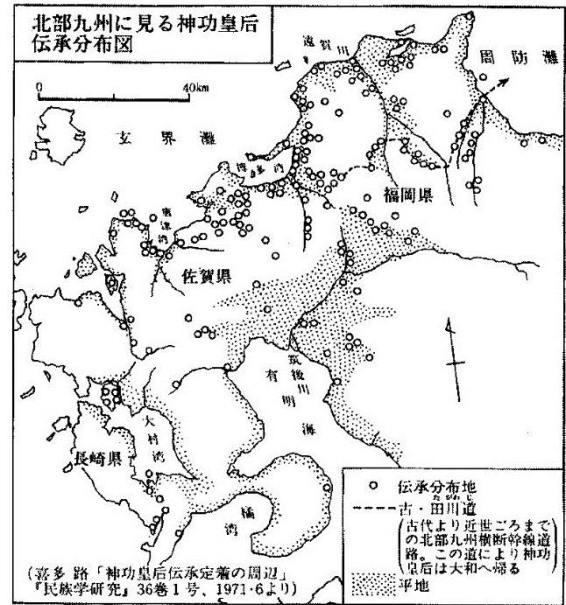
あろう。「あの人」とは台与のことである。台与は張政によって卑弥呼の後継者に選ばれたと考えている。それは『魏志』倭人伝において、張政は、卑弥呼が救援を帯方郡に依頼し、そのことによって派遣された人物であり、この時の情勢からみれば、単なる使者ではなく狗奴国と戦うための軍師と見なされるからである。台与は女王になったあと、筑紫国内をその認知と国の結束を図るために行幸したと考えられるのだ。もちろん一部には後世の造作と考えられるものもある。

### (9). 三韓征伐の話

神功皇后の三韓征伐については、神功を実在と考える人でも、この話は架空としてしていることが多い。しかし、神功を台与と考え、西暦 250 年ころの人物と想定すると、思い当たる記事が『三国史記』にあるのだ。『日本書紀』では神功皇后 49 年 (249) に「新羅再出兵」の記事

がある。一方、新羅本紀に「249 年に倭人が侵入した」ことが記されている。原文は「(沾解 (ジヨム) 王) 3 年 4 月、倭人が舒弗郎 (ジヨフツカ) の于老 (ウラ) を殺した (倭人殺舒弗郎于老)」とこれだけである。于老は奈解王の子とされており (『三国史記』于老伝)、帝紀をたどると、231 年、伊瀆 (イツ) (原文はニスイ) (二等官位) の位ながら大將軍に任じられ、233 年には東方に侵入した倭兵と戦い、倭船に火をかけ、全滅させている。244 年に舒弗郎 (一等官位) を授かり、兵馬事 (軍事) を委ねられた新羅軍最高官位の將軍である。于老は戦死ではない。「戦死」の場合は新羅本紀には「戦死」ときちんと記されている。王家の血筋で、最高官位の將軍が殺されながら、「本紀本文」に事の次第をなにも記していないとはどういうことなのか。他のこの種の事件は、勝敗の如何にかかわらず、事の顛末を必ず記しているのである。この件の場合、「故意に簡単に済ませていること」が大問題なのである。つまりこれは、記録にも残したくない屈辱的な敗北があったということではないか。戦闘をせず、敵のトップを殺害するという「記紀」でもよく見られる戦法である。これは、「戦わずして勝ち、敵のすべてを獲るのが最善策」とする孫子の兵法にのっとるものである (景行天皇や日本武尊は張政のこの戦法を見習ったとみられる)。張政が関与したのであれば、ありそうなことである。新羅軍が倭軍の司令官を探ったところ、魏の軍師だということがわかり、新羅王は震え上がったのではないか。これ以上抵抗すれば、どのような手を打ってくるか予想ができず、また、事を表に出せば、魏国を敵にまわすことになりかねない。ここはだまって宝物を差出し、お引き取りを願うことになったのではないか。新羅本紀の列伝のひとつ、「于老伝」では、249 年の記事はなく、253 年、倭国の使者を接待しているとき「近いうちに汝の王を塩奴にし、王妃を炊事婦にする」と言ったのを、倭王が怒り、討伐の兵を送ってきた。于老は責任を感じ、倭軍のもとへ行き「前日の言葉は冗談」と釈明したが、受け入れられず殺された、となっている。この列伝の記事は帝紀にはない。このように帝紀と列伝で記述が異なることは疑念を招く。この時期、帝紀には、倭国と友好を結んだ記事はなく、内容からいっても、列伝の記事は、「于老の死」の説明をするための造作と考えられる。

張政としては、新しく女王に推した台与が新女王にふさわしい人物であることを世に浸透させなけれ



河村哲夫『神功皇后の謎』原書房 2013 年より

図 2 神功皇后伝承地分布

ばならない。そのためには、カリスマ性が必要である。豊国王を合併後の王に推して失敗したことを繰り返してはならない。そこで、朝鮮半島出兵も女王自ら渡海させ、名声を挙げさせようとしたのではないか。張政自らも随行し、鮮やかな勝利を挙げさせた。『日本書紀』には、出兵には「住吉神」が同行した（導かれた）と記されているのである。ここでの「住吉神」を張政と読み替えれば、上記の話は符号するのである。神話の神は便利なもので、何にでも化けられる。一人の神が何役もこなすし、いくつもの神名を持つ。

#### (10)．「石を帯に挟む話」について

この話はほとんどの人が取り上げるが、この話によって、「応神天皇は仲哀の子ではない」とする人は意外に少ない。『日本書紀』では、一応、仲哀天皇を応神天皇の父としているが、応神天皇の誕生日が微妙なのである。2月6日に仲哀天皇が没し、応神天皇が生まれたのは、その年の12月14日である。およそ十か月と十日後である。妊娠から出産まで「十月十日（とつきとおか）」という認識は、『日本書紀』編纂時のころから既にあったと見える。現在のWHOの指針では、最終生理初日から出産まで280日かかるという基準で計算されている。すなわち九か月と十日である。旧暦時代はゼロの観念がなかったので、「十月十日」は「十か月目の十日」という意味である。『日本書紀』の記したおよそ十か月と十日は、仲哀天皇を親とした場合、少なくとも標準出産予定日から一か月以上遅く生まれたことを言っている。その理由としては、三韓征伐の最中に産気づく事のないように、腰巻きに石を挟んで出産を遅らせたとしている。

また、吉井巖氏は、『日本書紀』において仲哀天皇紀の皇子女出生記事に応神天皇が記されていないことを挙げ、次のようにいっている。

出生記述のない天皇のなかで、ただ一人、常態の記述の結果としては考えられない天皇がある。それは、紀における応神天皇の場合である。応神は仲哀の子であって、応神が父の御記の皇子女記述のなかに示されていないのは、きわめて不自然である。しかも、仲哀紀では、次のごとく、『二年春正月、甲寅朔甲子、立気長足姫尊為皇后』と、仲哀と神功皇后の婚姻手続きに関する記述があり、他の二妃とそれらの生んだ息子たちの記述も示されているのである。（中略）そして、あらためて紀の皇妃皇子女の系譜記述中に応神の出生が記述されていない様態の意義を求めるならば、やはり私は、仲哀紀の系譜的記述と応神との間に疎遠な関係がもと存在していたことを推定せざるを得ないのである。（『天皇の系譜と神話1』塙書房1967年）

(2)と合せると、仲哀天皇はその前の天皇家ともそのあとの天皇家とも血のつながりはないことになる。私は先に示したように、仲哀と神功皇后夫妻の関係は、卑弥呼の後を継いだ豊国の男王とその皇女台与との関係を夫妻の関係に書き換えたものだとして解釈する。『記紀』では、「応神は女王台与の子」であることを伝えたいのであって、豊国王と台与の間を夫婦としたのは、天皇家の系譜に組み込んで、仲哀の前に置いた政務王たちとつなげるための手段としたと考えられる。

#### (11)．「気比の神との名の交換」について

『日本書紀』応神紀の註に、

上古の人は、弓の輶（トモ）のことを『ホムタ』といった。ある説によると、天皇がはじめ皇太子になられたとき、越国においでになり、敦賀の筥飯（ケ）大神にお参りになった。そのとき大神と太

子と名を入れ替えられた。それで大神を名づけて去来紗別神(イザサカミ)といい、太子を誉田別尊(ホムタワキミ)と名づけたという。それだと大神のものと名を誉田別神、太子のものと名を去来紗別尊ということになる。けれどもそういった記録はなく、いまだつまびらかでない。

と記されている。

『古事記』にも、仲哀記に「建内宿禰(タケウチノスネ)命が太子(応神天皇)を連れて敦賀にいったとき、そこに居る伊奢沙和氣(イササケ)大神が夢の中に現れ、『私の名を御子の御名に変えたい』といった。それで『仰せのとおり』と承知した」と名の交換の記事がある。また、応神天皇の諱を「大軻和氣命(オホワケノミコ)、亦の名を品陀和氣命(ホムダワケノミコ)。この太子の御名、大軻和氣命と負わせる所以は、初めて生まれましし時、軻の如き肉(シ) (肉)、御腕に生(ア)りき」とある。

これは、継体の五世代前とみられる四世紀末の天皇は去来紗別尊であったのを誉田別尊に入れ替えたことを暗示しているのではないか。ちなみに次の代の履中天皇の和風諱は「去来穂別(イホワケ)尊」という。天皇の和風諱は似たような名が続くことがある。「イザサワケ」と「イザホワケ」はよく似ている。

このようなことを考えてさらに応神・仁徳紀を調べると、次に示すように、それに符号するような事柄が見いだされるのである。

## (12). 「ホムタの日の御子、大雀 大雀 ……」という歌について

吉井巖氏(前掲の書)は、次のように言っている。

「品陀(ホムダ)の 日の御子 大雀(ホムサキ) 大雀 佩(ハ)かせる大刀 本劍(モツギ) 未振る  
冬木の 素幹(スガ)が下樹のさやさや」

この歌は、『古事記』応神記所載の歌謡で、吉野の国巢たちが大雀命の佩く大刀をみて歌った寿歌である。この歌謡中の「品陀の日の御子」は、直木孝次郎、倉野憲司氏や土橋寛氏によれば、「応神の子の仁徳」という意ではなく、あきらかに大雀命(仁徳)をさすものである

としている。そして、

ホムダノヒノミコが仁徳の別称であったか、あるいは仁徳王朝の支配者たちを呼ぶ呼称であったかについては、まだ十分吟味の必要がある。しかし、応神がホムダワケと呼ばれるだけでなく、仁徳もホムダノヒノミコと呼ばれていたことだけは、不都合な事実として消し去るわけには行かない。ホムダワケが仁徳の分身的虚像であったか、仁徳王朝の支配者たちを象徴する虚像であったかは、なお明らかにできないが、ホムダワケがかかる虚像として形成されて行ったことだけは、ほぼ確実な次第として推定できるのである。

ホムダワケなる名の実在的可能性と応神の非実在像との隘路はかくして切りひらくことができる。ホムダワケの名まで継体王朝の創作とする必要はない。先にのべたホムダノヒノミコの名の上に、仁徳王朝の始祖としての応神が、ホムダワケとして、継体王朝以下によって具体的に造像されて行ったのである。

と、これらの記事は継体朝以降に造作されたものと推論している。

仁徳天皇は個人として存在するのではなく、イザサワケを含む複数の天皇の総称として造作された可能性があるともしえるのではないか。

### (13). 応神と仁徳の事績記事の混交について

直木孝次郎氏（『日本神話と古代国家』講談社学術文庫 1990 年）は、

『記・紀』をみていくと、同じ説話が品陀の天皇（応神）の条にも、大雀の天皇（仁徳）の条にも出てくるという問題がある。①『書紀』によると吉備の兄媛という女性が、応神天皇につかえていたが、吉備出身で、親のことが恋しくなり、故郷吉備へ帰った、それを応神天皇が追いかけていて、吉備の国までゆくという話がある。『古事記』では仁徳天皇のもとに吉備の黒媛が仕えていたが、大后（皇后）の石之日売（磐之媛）の嫉妬がひどいので、吉備の国へ逃げ帰り、仁徳天皇はこれを追いかけて吉備まで行って再会する。親孝行したいというのと、本妻がこわいというのと、少し違うが、話とすれば同じ筋である。高津宮につかえていたけれども、吉備へ帰る、それを天皇は追いかけていく。『日本書紀』では応神天皇の話となり、『古事記』では仁徳天皇の話となっている。

それから、②枯野というりっぱな船をこしらえたという話も、『書紀』は応神天皇のときの話、『古事記』は仁徳天皇のときの話となっている。

また、③酒をこしらえる名人が朝鮮の百済からやってきたという話も同様である。酒づくりの名人は、『古事記』では応神朝に、『姓氏録』では、仁徳朝に来日したとある。応神と仁徳については、このように類似する説話がたくさんある。

このように応神と仁徳に同じ話が付属しているというのは、二人はもと一人の天皇であって、それが記紀編纂の過程で二人の人物に分けられたことを示すのではなかろうか。ホムダワケが本来の名で、大雀というのは、元来はホムダワケのあだ名のようなものであったのが、独立して、別の天皇とされ、ホムダワケ・オオサザキ二人の天皇になったと思う。これはまだ多くの学者の承認を得ている説ではないが、私は可能性ある考えと思っている。

（注 ①②③の番号は筆者挿入）（上記の部分は『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、1975 年で最初に発表されている）

### (14). 応神と仁徳紀における時系列的に逆の記述

さらに調べると、応神と仁徳が時系列的に逆になっている記述もある。

『日本書紀』仁徳紀十二年八月に「高麗が献上した鉄の的を的臣の祖である盾人宿禰が射通した。その功により、的戸田宿禰（イハトダノスネ）の名を賜った」とある。一方、応神紀十六年八月に「的戸田宿禰を加羅に遣わす」と記されている。この記事を見比べてみると、明らかに、仁徳天皇が先の代の天皇で、応神天皇が後の代の天皇ということになる。つまり、「氣比の神と名を交換した」という天皇が、真の応神ではなく、応神の何代かあとの「イザサワケ」であったことを示す記述とも考えられるのである。

### (15). 応神天皇の皇后・仲姫の出自について

応神天皇の皇后の仲（ハツ）姫の出自の記述にもおかしなことがある。『日本書紀』応神紀では仲姫の出自を明かにしていない。しかし、応神天皇の妃について、高城入姫は仲姫の姉、弟姫は仲姫の妹としている。景行紀には高城入姫は景行天皇の妃八坂入姫との第十二子、弟姫は同第十三子として記載されていて、その間に入るべき仲姫は記されていない。一方、仁徳紀には、母仲姫は五百城入彦皇子の孫と記されている。景行紀には五百城入彦皇子は妃八坂入姫の第二子とされている。つまり、仲姫は、応神紀・景行

紀では景行天皇の子であるが、仁徳紀・景行紀では景行天皇の子の孫、すなわち曾孫ということになり、食い違うのである。このことは、仲姫は景行天皇の一世代あとの天皇の皇后でもあり、三世代あとの天皇の皇后でもあることを暗示しているのではないだろうか。

## 8. 改竄された系譜

私は、上記の(1)～(6)における仲哀天皇の記述から仲哀天皇が『魏志』倭人伝に登場する卑弥呼のあとに王となった男王と判断し、(7)～(10)における神功皇后の記述によって、神功皇后が台与を表すと判断したのである。そのことは、天照大神からの神話が『魏志』倭人伝の世界を表しているのではないかという仮説を立てなければ出てこない発想であるし、『魏志』倭人伝に登場する張政が女王国の軍事的窮状を救うために派遣された使節団の長、つまり、軍師として派遣されたという仮説を立てなければ出てこない発想である。その仮説が、的を得ているかどうかは、そのことによって神話の部分や仲哀天皇や神功皇后の記述が合理的に説明できるかにかかっている。そして検討の結果、上記のように合理的説明ができたと思っている。

天照大神に関する神話と神功皇后の話は、時代が違うとして、まったく違う話だとする人が多いが、私はそうは思わない。歴史書をつくる立場にたてば、卑弥呼の時代を神話の世界に遡らせても、歴史書に年紀を入れるときに、卑弥呼・台与の実年代である三世紀前葉から中葉までの記述をどうするかという問題に突き当たるのである。都合の悪いことは伏せるけれども、一方では歴史の真実も何らかの方法で伝えたいと考えるならば、この期間に卑弥呼・台与を登場させる必要が出てきたのだと考える。『魏志』倭人伝の記述に合わせるためである。「記紀」のもとになる『帝紀・旧辞』を作るときには、『魏志』倭人伝は、我が国に伝わっていたであろう。中国の書に書いてあることを無視はできない。実際、『日本書紀』神功皇后紀には『魏志』倭人伝の記述が引用されている。そのことに伴い、仲哀天皇とその父とされる日本武尊との間の断絶を示す記述を潜ませたのだと思う。つまり、成務天皇以前は別王朝のようにも見せかけたのだ。

さて応神と仁徳天皇のことである。上記(11)～(15)に示すように、応神紀、仁徳紀を読むと、仁徳＝応神、あるいは仁徳の中に応神が入り込んでいるように見える。特に、(11)で示した「気比の神との名の交換」記事について、合理的な説明をした人が見当たらない。実際、『日本書紀』さえも註に「何のことかわからない」と言っている。もっとも、私はこの『日本書紀』の言い方は、史実を知っていて故意にとぼけていると思っている。しかし、先にのべたように、私はここに大きな鍵があると考え、真実の応神天皇のほかに、本来、継体天皇の五世代前の「イザサワケノミコト（去来紗別尊）」であった人物も「応神天皇」にした、という仮説を立ててみたのである。つまり応神天皇の年紀をイザサワケノミコトのところにまで延ばした。そうすると継体天皇の五世代前に応神天皇を持つことができるのだ。つまり、西暦270年に皇位に就き、イザサワケノミコトの在位西暦400年まで祭祀王は応神で占めるようにしたと考えられるのだ。

応神を継体天皇の五世代前の天皇と位置づけたので、四世紀末ごろの朝鮮半島諸国との交渉記事を挿入し、事績の上からも、確かに応神は継体天皇の五世代前にも存在することを印象付けた。

そして神功皇后は台与であり、応神の母であるから応神の前に入れざるを得ない。したがって、神功の事績も四世紀末ごろの朝鮮半島記事を入れることにしたのだと思う。さらに仲哀天皇であるが、これも卑弥呼の後の男王として必要な男性なので神功の夫として登場させた。

そうすると、応神の在位が270～400年と非常に長くなり、それでは応神が非在の天皇と判断されるに違いなく、真の応神の年紀も記すことができなくなるので、応神の次の祭祀王からイザサワケノミコトまでをまとめて一人の天皇として造作し、仁徳（大雀）と名付けた。そして、イザサワケノミコトが気比の神と名を交換して応神になったという話を造作し、また、『古事記』では「ホムタの日の御子 大雀(林サギ)」の歌も挿入した、と推測する。

そうすると、応神の在位期間は41年と短くなるが、享年は依然として110歳と長寿である。これは神功皇后の事績を台与のみにしたので、応神の誕生を200年ころと早くしてしまったためである。『魏志』倭人伝による史実は250年ころであるから、それから計算すれば享年は60歳くらいになる。しかし当時、応神天皇は天皇家の始祖王として周知のことであったとすれば、そのことで、応神が否定されることはなかったと考えられる。

また、『古事記』では、成務以前の天皇が長寿ということについては不完全であるが、「長寿」が中国人に通用するという認識だけで、それをもって、祭祀王と政務王を識別するという考えは持たなかったのかもしれない。また全体的にも不備のところがあるが、これは厩戸皇子の死期に近いことを悟り、「天皇記・国記」の編纂を急いだためかもしれない。「天皇記・国記」の完成は、厩戸皇子崩御の二カ月前とされている。

### 祭政兼務の天皇

私は、イザサワケノミコトから祭政兼務の天皇となったのではないかと思う。それが『古事記』下巻の初めに仁徳を持ってきた理由なのではないか。つまり、『古事記』中巻は、祭祀王と政務王並立の時代で、「記紀」の系譜としては、初めに大和の地で君臨した政務王たちを並べ、終わりに祭祀王を短縮（一部をまとめて一人の王とした）して挿入することを考えたのだと思う。実際の作業の段階で、真の応神の次の祭祀王からイザサワケノミコトまでをまとめて一人の王とし、それを仁徳とすることになったのだと思う。

それを図示したのが、図3である。

祭祀王としての系譜は、卑弥呼・男王（仲哀。彼は祭祀王ではないが便宜上ここに入れておく）・台与（神功）・応神・仁徳（最後のイザサワケノミコトまで数人がまとめられている）から履中へ引き継がれる。一方、大和を治めた政務王は、神武・（架空かもしれない綏靖から開化）・崇神・垂仁・景行・成務・イザサワケノミコト（去来紗別尊）から履中へ引き継がれていると考えた。

『記紀』では、この初期政務王たちの系譜（神武から成務）を祭祀王の系譜の前につなげ、大和国の建国を古く見せかけた。そしてはじめの神話の部分は九州筑紫国での事績を描いた。九州での話は神功皇后のところでも取り上げられている。

仁徳紀は在位期間87年と長大である。この長大さは仁徳としては架空の天皇ではあるが、実像として何もないわけではなくて、三人あるいはそれ以上の人数の祭祀王をまとめて仁徳としたとみる。その最後がイザサワケノミコト（去来紗別尊）だと思う。



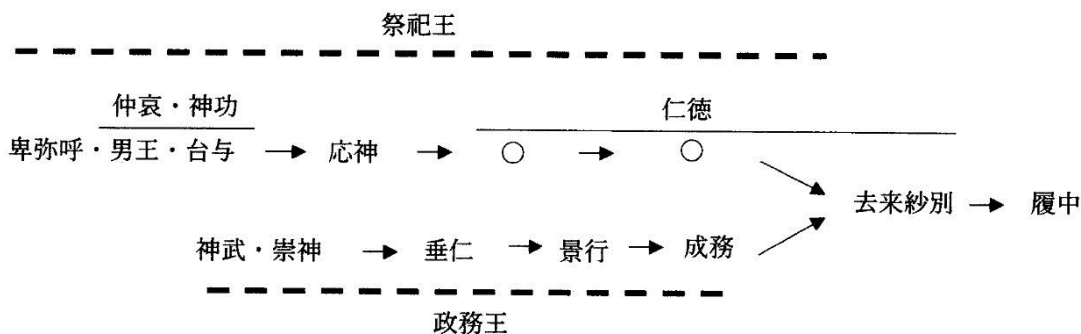


図3. 初期の天皇家系譜

台与の子孫は、どのようにして実権を得たか。天皇は祭祀王であり、神に仕え神の意向を伝える者として最高の権威者ではあるが、政務を行う権力は持ち合わせていない。権力を持つためには、強力な後ろ盾が必要である。つまり、天皇を政務王として擁立してくれる強力な豪族、あるいは豪族群が出現しなければならない。それには、実力者の女子と婚姻を結ぶことによって、初期政務王と実力ある豪族の両方の血が流れる王が誕生したときにはじめて、その可能性が生じることになる。

去来紗別尊は仁徳天皇の後半、すなわち八田皇女を正妃に迎えた人物とすると、初代応神天皇が政務を行う政務王景行の皇女仲姫を娶り、応神天皇の子の仁徳天皇が葛城襲津彦の女子の磐の媛を正妃に娶った。去来紗別尊の正妃八田皇女は和珥氏に連なる。すなわち、去来紗別尊は初期政務王家のほか、葛城氏、和珥氏とも血あるいは皇后としてつながっている。これらの親族を後ろ盾として、祭政兼務の最初の倭国王に就いたのではないかと考えられる。

かくして、卑弥呼→台与→応神→仁徳→去来紗別という祭祀者である天皇家の系列と、神武→・・・→成務→去来紗別という実質的な大和の統治者の系列を併せ持つ歴史書が創りあげられたと考える。

神武東遷（250年代）から去来紗別尊即位（370年頃）の間、120年の期間を神武天皇から成務天皇まで十三代で引き継いだとすれば、平均在位年数が9年程となり、少し短いような気もするので、実在であっても最高統治者ではない人物も入れたのではないかと想像している。

もともと、第二代から第九代までを架空の天皇としても、120年間を崇神・垂仁・景行・成務の四代の天皇で引き継ぐことになるので、平均在位年数三十年となり十分可能ではある。この場合、『魏志』倭人伝に登場する邪馬台国の官名「伊支馬（いきま）」「弥馬升（みます）」は垂仁天皇とその皇后の名「活目（いくめ）」と「日葉酢（ひばす）」媛と名が似ていることが挙げられる。

また、病没などで平均寿命が短いと考えられる時代であり、兄弟・親族で継承したかもしれないので、安本美典氏の唱えられるように全員実在の政務王としても、特に不都合はない。

そして、仁徳＝応神とすれば、「記紀」に示された系譜では、継体天皇は仁徳（＝応神）の五世孫となるのである（図1）。

## 9. 結 び

私は以前に、この投稿欄への過去の投稿論文によって、当時のヤマト王権成立の経過を述べた。簡単に記すと、

①天皇家の始祖は『魏志』倭人伝に記されている卑弥呼・台与であり、本来祭祀王の家系であった。

②247年、卑弥呼の使者の三回目の帯方郡訪問で、女王国の窮状を聞いて派遣された張政は軍師の能力を持ち、女王国と交戦していた狗奴国を合併統一した。その手段は、まず女王国（筑紫国）の東隣国の豊国と連合し、狗奴国（肥後と日向を領有）に対し優勢な軍事情勢をつくったうえで、狗奴国に服属を働きかけた。条件は日向国の割譲と将軍狗古智卑狗の追放であった。

③台与は張政により女王に抜擢された豊国の皇女であり、台与が倭国の統一を企て、「親魏倭王」の権威をもって東方諸国に連合を呼びかけ、その後、都を大和に移した。先陣として派遣されたのが割譲された日向の統治に派遣されていた神武である。

本論では、「記紀」に「応神天皇の五世孫」と称される継体天皇の系譜が書かれなかったのは、「記紀」のもとになる「帝紀・旧辞」を編纂するときになって、実は、継体天皇の五世代前は応神天皇ではなかったことがはじめて判明したからと推測した。そして、それを「帝紀・旧辞」に如何に表現するかにも最も苦慮したことが推測できた。苦慮した理由は、天皇家の系譜において、継体天皇の五世代前に応神天皇を据えたとともに、史実をほのめかす記述も何とかして潜在させようとしたからだ。

「記紀」編纂には、次のようなことが目論まれたと考えられる。

①支障のある史実は伏せるか、あいまいにする。

②建国を中国なみに古く見せる

③建国初期において、天皇（祭祀王）ではなく、実際に国を治めた政務王たちだけが、世の記憶に残っており、そのこととの整合性をとる。

④史実と異なるが、いまさら修正することも難しい「継体天皇の五世代前は応神天皇」を組み入れる。

⑤史実を示すための仕掛けや挿話を潜ませる。

⑥そのために、神話化、複数の史実の合併化などを行う。

そして、史実を示すための仕掛けや挿話として、次のようなことが目論まれた。

⑦『魏志』倭人伝に「倭人は長寿」とあるのにヒントを得て、天皇でない人物、あるいは複数の人物を合わせて造作した天皇は並外れて長寿にした。このことにより、成務以前の一連の天皇と仁徳天皇は本当の意味（祭祀王）での天皇ではないことを示した。

⑧仲哀天皇の前後が切れていることを示すために生誕日を計算すると不都合が発見できるようにした。

⑨と合せると、神功皇后（卑弥呼+台与）が始祖であり、天照大（御）神は始祖を表す神となる。

のちに、男系万世一系の思想から応神天皇を始祖王と考えるようになったのではないか。

⑩応神天皇を継体天皇の五世代前に見せかけるためにその事績を四世紀末ごろの朝鮮半島関連の記事を挿入した、一方、「応神の後の数代の祭祀王の総称としての仁徳天皇」「気比の神との名の交換」など多くの挿話を記し、『日本書紀』においては、神功皇后（卑弥呼・台与を表す）以降の即位年紀は応神・仁徳を除いて史実に合わせた。

以上、継体天皇の系譜が「記紀」に書かれていないことへの疑問を発端として、「記紀」の編纂における編纂方針、考慮事項が明らかになったと考える。

そして、上述の天皇家の系譜は、皇室の始祖神として天照大（御）神が伊勢神宮に祀られていること、応

神天皇を祀る神社が天皇を祀る神社では最も多いこと（四万社を超える）、それに対して「記紀」で「ハツクニシラススメラミコト」と称される神武・崇神天皇を祀る神社がきわめて少ないことなどの現在の状況を理解し得るものであると思うのである。